

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 19 回 会 議 議 事 録

令和 5 年 10 月 20 日
海区漁業調整委員会委員室

| | | | | | | |
|---|---|------------------------------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 日 | 時 | 令和5年10月20日(金) 午前10時30分から午前10時45分まで | | | | |
| 場 | 所 | 海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階) | | | | |
| 議 | 題 | 第1号議案 | なまこ素潜り漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) | | | |
| | | 第2号議案 | あなごかご漁業に関する委員会指示について(指示) | | | |
| 出 | 席 | 委員 | 山下三千男 | 黒田 勝春 | 鈴木 惣和 | 山本 昌弘 |
| | | | 中根 静夫 | 吉武 正康 | 小林 俊雄 | 榊原 満男 |
| | | | 鈴木 敏且 | 鈴木 輝明 | 小林 清和 | 岩田 靖宏 |
| 欠 | 席 | 委員 | 稲垣 芳樹 | 吉田 和広 | 長谷川桂子 | |
| 事 | 務 | 局 | 職員 | 書記長 | 鈴木 照夫 | |
| | | | | 主査 | 黒田 拓男 | |
| | | | | 非常勤職員 | 井上 容子 | |
| 農 | 業 | 水 | 産 | 局 | 水 | 産 |
| | | | | | 振 | 興 |
| | | | | | 監 | |
| | | | | | 岡 | 本 |
| | | | | | 俊 | 治 |
| | | | | | 柴 | 田 |
| | | | | | 晋 | 作 |
| | | | | | 坂 | 口 |
| | | | | | 泰 | 治 |
| | | | | | 大 | 橋 |
| | | | | | 昭 | 彦 |
| | | | | | 荒 | 川 |
| | | | | | 哲 | 也 |
| | | | | | 和 | 地 |
| | | | | | 柚 | 貴 |

| | |
|---------|--|
| 事務局（鈴木） | <p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございます。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第19回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p> |
| 会長（山下） | <p>第19回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。</p> |
| 事務局（鈴木） | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。</p> |
| 水産振興監 | <p>第19回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、猛暑と残暑が過ぎて、秋が深まってまいりました。秋と言えば海苔のシーズンに入ってまいりました。昨日今日くらいで半分くらい張り込みが始まったと聞いております。水温が心配されてい</p> |

ましたが、現在のところ平年並みまで下がっており、昨年に引き続き今年も良い漁期が迎えられることを願っております。

また、フグのはえ縄も10月から解禁になり、18日に初出漁があったと聞いております。漁獲量も昨年に比べて倍ほどで、単価もまぎまぎという良い出だしということです。今後の漁に期待しています。

一方、豊川河口のあさりの稚貝につきましては、6月の豪雨の影響を受けまして10月までの採捕量が少なくなっていますが、これ以降も採捕の要請があると聞いておりますので、25日に試験曳きを実施しまして、資源状況により採捕量の変更許可について検討し、アサリ資源の有効活用を図ってまいります。

本日の議題は議案2件と伺っております。

慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

本日は定員15名のうち、12名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。

会長（山下）

私が議長を務めますので、よろしくをお願いいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、吉武委員、榊原委員をお願いいたします。

ただ今より議事に入ります。

第1号議案の「なまこ素潜り漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

第1号議案「なまこ素潜り漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

今回、許可の有効期間の満了を11月30日に迎える、なまこ素潜り漁業の一斉更新にあたり、許可の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について諮問するものでございます。

2ページの別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を示しています。

許可の一斉更新であるため制限措置に変更はございませんが、改めて御説明いたします。真ん中の欄、制限措置の内容を御覧ください。

(1)の漁業種類はなまこ素潜り漁業、(2)の許可又は起業を認可すべき船舶等の数は従前同様90隻としております。

許可の定数の取扱につきましては、本年6月に開催された第17回委員会において、一斉更新の際、定数に空き枠がある場合は業界団体等の御意見を聞き、定数の見直しを検討すると御説明させていただきましたが、今回の一斉更新にあたり、現在の許可数は90隻で空き枠はなく適切に行使がされていること、増減についての要望もないことから、定数については変更する必要が無いと判断したものです。

(3)の船舶総トン数は、制限は定めず許可証に記載された総トン数、(4)の推進機関の馬力数は、制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数としております。

(5)の操業区域は、伊勢湾のうち愛知県の最大高潮時海岸線、島しょ部の海岸線を含む、から2,000メートル以内の海域及び三河

| | |
|---------------|---|
| | <p>湾とする。ただし、共同漁業権区域を除くとしております。</p> <p>(6)の漁業時期は、12月1日から翌年3月31日まで、(7)の漁業を営む者の資格は、県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者としております。</p> <p>次に、表の右欄、申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和5年10月24日火曜日午前8時45分から令和5年11月24日金曜日午後5時30分までの1か月としております。</p> <p>最後に、資料3ページには申請を受けるにあたり県ウェブページ上で公開される公示文の案を、4ページには参考として県漁業調整規則の抜粋を載せております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>会長（山下）</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> |
| <p>委員（多数）</p> | <p>（異議無し）</p> |
| <p>会長（山下）</p> | <p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p> |
| <p>委員（全員）</p> | <p>（挙手全員）</p> |
| <p>会長（山下）</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「なまこ素潜り漁業の制限措置の内容及び申請</p> |

事務局（黒田）

すべき期間について」は原案とおり適当と認めることとします。

次に、第2号議案の「あなごかご漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

それでは第2号議案「あなごかご漁業に関する委員会指示」を御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

こちらが現在発動中の委員会指示でございます。

この委員会指示につきましては、あなごかご漁業と他の業種間との漁業調整を図るため、漁具の長さ、かごの総数に制限を設けるよう、平成19年に初めて発動いたしました。

また、平成23年には、あなごかご漁業者連絡協議会の陳情により、資源保護を図るため、網目の制限を追加しております。

今回、この委員会指示は令和5年11月30日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、漁業調整、資源保護に努めてまいりたいと考えております。

資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。

内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年12月1日から令和6年11月30日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読させていただきます。

「指 示 文 朗 読」

本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は11月24日を予定しております。

なお委員会指示の告示文につきましては、県法規担当部局への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。

| | |
|---------------|--|
| <p>会長（山下）</p> | <p>以上でございます。 御審議よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> |
| <p>委員（多数）</p> | <p>（異 議 無 し）</p> |
| <p>会長（山下）</p> | <p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p> |
| <p>委員（全員）</p> | <p>（挙 手 全 員）</p> |
| <p>会長（山下）</p> | <p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、「あなごかご漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもちまして第 19 回委員会を終了します。 委員の皆様方、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> |

